



西洋朝顔

宮澤会計

News

〒141-0031
 東京都品川区西五反田
 8-3-13 第2白川ビル5F
 TEL 03 (3494) 8121
 FAX 03 (3494) 8122
<http://miyazawa.kaikei-shi.com>
 e-mail: info@miyazawa.kaikei-shi.com

10月

(神無月) OCTOBER

13日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.

ワンポイント 電子証明書等特別控除

電子証明書を取得した個人が、平成19年分または20年分の所得税確定申告で電子申告した場合に、最高5千円の税額控除が受けられる制度（いずれかの年分のみに適用）。国税庁のアンケート調査結果によると、電子申告を行った理由の3位に、「電子証明書等特別控除制度ができたから」があげられています。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分
納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告
(7月~12月生まれ) 10月31日



老齡年金の カラ 期間

老齡給付（老齡基礎年金・老齡厚生年金）を受けるためには、老齡基礎年金の受給資格期間（原則として、公的年金に加入した期間が二五年以上あること）を満たしていなければなりません。この「二五年以上」という期間には、保険料納付済期間はもちろん、保険料免除期間、合算対象期間も含まれます。ただし、合算対象期間については年金額には反映されません（いわゆる「カラ期間」です）。

このカラ期間の主なものとして次の期間があります。

1 被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等）に加入した期間

次の期間は、カラ期間となりません。

昭和三十六年四月以後の被用者年金制度の加入期間のうち二〇歳前の期間と六〇歳以後の期間

昭和三十六年三月以前の厚生年金保険等の被保険者期間。ただし、昭和三十六年四月以後に公的年金の加入期間があ

る人に限られます。

昭和三十六年四月まで継続している昭和三十六年三月以前の共済組合の組合員の期間

2 結婚後専業主婦（被用者年金制度の配偶者）であった期間

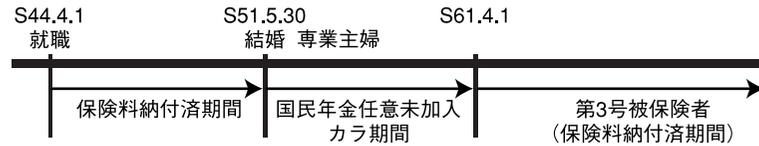
昭和三十六年四月から昭和六十一年三月まで

は、被用者年金制度の加入者の配偶者で、二〇歳以上六〇歳未満の人は国民年金の扱いとなつていましたので、任意加入しなかつた期間はカラ期間となります。

なお、昭和六十一年四月以後の期間は、国民年金の第三号被保険者（サラリーマンや公務員

の被扶養配偶者）

図1 結婚後無職であった期間



となり実際には保険料を支払わなくても保険料納付済期間としてカウントされ、老齡基礎年金に反映されます。

3 年金受給者とその配偶者の期間

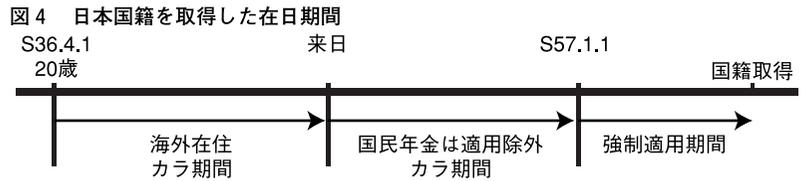
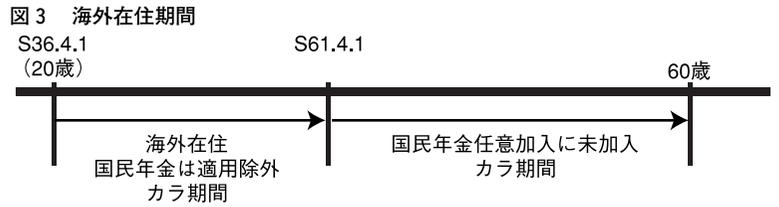
被用者年金制度などから支給される老齡（退職）年金の受給権者または受給資格期間を満たした人とその配偶者、障害年金の受給権者とその配偶者、遺族年金の受給権者については、昭和六十一年三月までは任意加入者とされていませんので、任意加入しなかつた昭和三十六年四月から昭和六十一年三月までの期間のうち二〇歳以上六〇歳未満の期間はカラ期間とされます。

4 脱退手当金を受けた期間

厚生年金保険または船員保険の脱退手当金を受けた期間（退職するときに一時金として受けてしまった期間）については、老齡に関する給付を受けることはできません。

人。ただし、昭和六十一年三月までに厚生年金保険等の脱退手当金を受けた人が、昭和六十一年四月から六五歳に達する日の前月までの間に、就職したり、被扶養配偶者となったりあるいは自営業者となった場合（保険料納付済期間）、または障害者となった場合（保険料免除期間）などは、その脱退手当金の計算の基礎となった期間のうち昭和三十六年四月以後の期間がカラ期間とされます。

ちなみに、昭和六十一年四月一日以後に脱退一時金を受けた場合は、カラ期間ではなく、年金制度に未加入であった期間とされます。



5 海外在住期間

海外在住期間は、制度上任意加入とされています。したがって、任意加入していれば、六五歳から

その保険料を支払った期間に応じて老齢基礎年金が支給されますが、任意加入していない場合はカラ期間とされ、年金額には反映されません。

なお、海外在住者の昭和三十六年四月から昭和六十一年三月までの間は、国民年金においては適用除外とされていたため、この期間（二〇歳以上六〇歳未満の期間）についてもカラ期間とされます。

6 日本国籍を取得した場合等

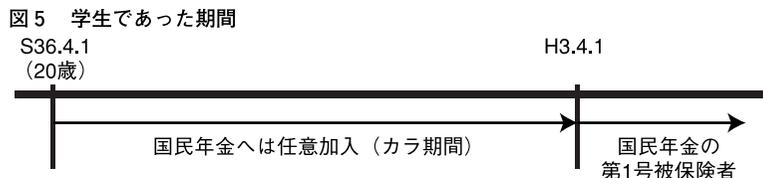
日本国籍を取得した人または永住許可を受けた人については、昭和三十六年四月から昭和五十六年十二月までの在日期間のうち日本国籍を取得する前の期間は、国民年金の適用除外となっていて任意加入もできない期間でしたので、この期間については、二〇歳以上六〇歳未満の期間に限りカラ期間とされます。

また、これらの人などの来日前の海外居住期間のうち、昭和三十六年四月から日本国籍を取得した日などの前日までの二〇歳以上六〇歳未満もカラ期間とされています。

7 学生であった期間

任意加入できる期間のうち任意加入しなかった昭和三十六年四月から平成三年三月までの学生であった期間であって、そのうち二〇歳以上六〇歳未満の期間はカラ期間とされています。

ちなみに、平成三年四月以降は、国民年金の第一号被保険者（強制加入）となりますが、一定要件を満たしたときには、申請することにより、指定する期間の保険料について納付しなくてもよいこととされています。



給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額が変更

平成20年8月(1日)から平成21年7月(31日)までの間に用いられる労災保険の年齢階層別の給付基礎日額の最低・最高限度額がこの7月に告示されています(下表参照)。

この改定の対象となるのは、療養を開始した日から起算して1年6か月を経過した後に

支給される休業補償給付(業務上災害)及び休業給付(通勤災害)に係る休業給付基礎日額と年金給付基礎日額です。

これに係る年齢は、休業(補償)給付の場合は、休業(補償)給付を支給すべき事由が生じた日の属する四半期の初日、年金給付基礎日額の場合は、年金たる保険給付を受ける被災労働者(遺族(補償)年金を受ける場合は、労働者が生存していると仮定して決定)の8月1日における年齢です。

年齢階層の区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,235円	13,374円
20歳以上25歳未満	5,017円	13,374円
25歳以上30歳未満	5,849円	13,594円
30歳以上35歳未満	6,501円	16,542円
35歳以上40歳未満	6,917円	19,695円
40歳以上45歳未満	7,214円	23,132円
45歳以上50歳未満	7,089円	24,571円
50歳以上55歳未満	6,597円	24,826円
55歳以上60歳未満	5,965円	23,402円
60歳以上65歳未満	4,648円	20,748円
65歳以上70歳未満	4,060円	15,224円
70歳以上	4,060円	13,374円

雇用保険の給付額が変更

基本手当の日額、雇用継続給付の支給限度額等が、次のとおり変更されました。

賃金日額及び基本手当日額(()内)の上限額

30歳未満、65歳以上 12,730円
12,660円(6,365円 6,330円)

30歳以上45歳未満 14,140円
14,060円(7,070円 7,030円)

45歳以上60歳未満 15,550円
15,460円(7,775円 7,730円)

60歳以上65歳未満 15,060円
14,980円(6,777円 6,741円)

なお、下限額は次のとおりです。

賃金日額 2,070円 2,060円
基本手当日額1,656円 1,648円

高齢雇用継続基本給付金

339,235円 337,343円

育児休業基本給付金

127,260円 126,540円

介護休業給付金の上限額

169,680円 168,720円

通勤災害の対象者の拡大

通勤災害保護制度の見直しが行われ、本年四月から、逸脱または中断の間を除き、通勤災害保護制度の対象となる日常生活上必要な行為として、「要介護状態にある配偶者(事実婚を含む)、子、父母、配偶者の父母ならびに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母および兄弟姉妹の介護」が追加されました。

要介護状態とは、ケガ・病気ま

たは身体上もしくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を要する状態をいい、「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」に基づき判断されます。

この介護は、労働者が継続的にまたは反復して行うことを要件とし、介護が労働者本人にとって日常生活上必要な行為であり、通常は他の人が行っている家族の介護をたまたま代わって行うことまでは認められません。